令和８年度第２回愛媛地方最低賃金審議会　議事録

日時

令和８年７月 28 日（火）13：30～14：20

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員
労働者代表委員
　高橋委員、竹箇平委員、寺田委員、長岡委員、野村委員
使用者代表委員
　阿部委員、小池委員、武内委員、西岡委員、村上委員
事務局
　丹羽愛媛労働局長、沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、
　河端賃金係長

議題

１　開　会
２　特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
３　中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額決定の目安の伝達について
４　愛媛県最低賃金に係る意見について
５　その他
６　閉　会

議事

○賃金室長
　お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、公益代表の武井委員が欠席されておりますが、14 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長
ただ今から、第２回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。
各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようにお願いいたします。
それでは、議事次第により議事を進めます。
議事項番２「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。
７月２日の第１回本審で、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。必要性の有無について審議を行った小委員会の結論について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長
愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、７月 15 日の小委員会で審議を行っていただきました。
報告書としてとりまとめた小委員会での結論を朗読させていただきます。
資料は 13 ページの№２を御覧下さい。

（賃金指導官が小委員会結論を朗読）

○森本会長
それでは、ただ今の小委員会報告書のとおり、改正の申出のあった４業種の特定最低賃金を改正の必要性有りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本会長
ありがとうございます。それでは、事務局は、答申文の作成をお願いいたします。

（答申文作成）

○森本会長
それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、答申いたします。

（答申文を会長から愛媛労働局長へ手交）
（答申文写しを各委員に配布）

○森本会長
事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

（賃金指導官が答申文を朗読）

○賃金室長
ただ今、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定についての諮問を行わせていただきます。
よろしくお願いいたします。

（諮問文を愛媛労働局長から会長へ手交）
（諮問文写しを各委員に配布）

○森本会長
事務局は、諮問文の朗読をお願いいたします。

（賃金指導官が諮問文を朗読）

○森本委員
ありがとうございました。
ただ今、愛媛県特定最低賃金４業種の改正決定についての諮問を受けましたので、審議して参ります。
つきましては、最低賃金法第 25 条第２項の規定により、愛媛県紙、パルプ製造業はじめ４業種の最低賃金専門部会を設置いたします。
なお、この４業種の専門部会における採決につきましては、７月２日の第１回本審で合意しておりますとおり、全会一致で結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第６条第５項が適用され、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなります。
次に、特定最低賃金専門部会の委員候補者推薦の日程等について、事務局から説明願います。

○賃金室長
専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命にあたっては、関係者に対する候補者推薦の公示を行う必要があります。
本日の改正決定の諮問を受けて、７月 28 日本日、公示を行います。

推薦の締め切り日は、３週間後の８月 18 日（火）となります。
併せて、関係労働者及び関係使用者の意見聴取についても公示を行います。公示期間は、委員候補者の推薦と同じく８月 18 日（火）までとなります。それまでに、愛媛県特定最低賃金の改正決定について意見を述べる方は、「意見書」を愛媛地方最低賃金審議会あて提出いただきます。
特定最低賃金の発効日を従来どおり、令和８年 12 月 25 日（金）とした場合、遅くとも 10 月 26 日（月）までに答申をいただく必要があり、審議日程もタイトになります。このため、第１回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として９月 25 日（金）午前に開催させていただきたいと考えております。
また、例年は合同専門部会当日に第２回以降の専門部会の日程調整を行っておりましたが、本年度はそれまでに大方の日程を調整させていただいた上で、合同専門部会当日に日程を決定したいと考えております。
御理解、御協力をお願いします。事務局からは以上です。

〇森本会長
それでは、本年度も第１回の専門部会は、９月 25 日（金）午前に特定最低賃金合同専門部会として開催することでよろしいでしょうか。

（一同同意）

〇森本会長
ありがとうございました。それでは、関係委員の皆様は日程の確保をお願いいたします。
それでは、議事項番３「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

〇賃金室長
現時点で中央最低賃金審議会からの目安金額は示されておりません。
本日 10 時から中央最低賃金審議会目安小委員会が開催されておりますが、現在、審議の状況についての連絡は受けておりません。
目安金額が示され次第、委員の皆様にお知らせしたうえで、目安伝達を行い第１回の専門部会を開催したいと思います。
つきましては、本日の第１回専門部会は中止とさせていただきます。
以上でございます。

○森本会長
ただ今の説明について、御質問等あればお願いいたします。

（発言なし）

○森本会長
質疑が無いようですので、次の議事に移ります。
続きまして、議事項番４「愛媛県最低賃金に係る意見について」に入ります。
第１回本審において、事務局から説明がありましたように、「愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示」を、７月 23 日（木）まで行っていただきました。
意見書の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長
資料 15 ページの資料№.３のとおり、７月 23 日までに、愛媛地方労働組合連合会、愛媛地方労働組合連合会青年部、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、コープえひめ労働組合、愛媛県教職員組合、西条・周桑地域労働組合連絡協議会、新日本婦人の会愛媛県本部、
から計７件の意見書の提出がありました。
提出された意見書は、資料 17 ページ以降の資料№.４にございます。
本日は、愛媛地方労働組合連合会議長今井正夫氏とコープえひめ労働組合執行委員長今井清志氏が、陳述を希望されており、傍聴席におられます。
事務局からは以上でございます。

○森本会長
事務局から説明がありましたとおり、２名の方が、陳述希望のため、お見えになっているとのことです。
委員の皆様に確認させていただきますが、陳述していただくことでよろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本会長
それでは、ただ今から意見陳述を受けることとします。

（傍聴席の陳述希望者を陳述席に案内）

〇森本会長
　意見を述べる方は、所属している事業所や団体の名称とお名前を言われてから、意見を表明して下さい。本日お二人の合計で 15 分程度の時間を予定しておりますので、簡潔にお願いいたします。
　それでは、愛媛地方労働組合連合会今井さん御意見を述べて下さい。

〇今井議長
　愛媛地方労働組合連合会で議長をしています今井正夫です。
　私の意見書は、資料の 17 ページから 19 ページになります。この中のことを中心に読み上げながら、併せてもう少し詳しくお話するところもありますので、お願いします。
　愛媛労連は、愛媛地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、愛媛県最低賃金の 1,700 円以上への引き上げと、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行うように求めます。
　まず、愛媛県の最低賃金の引き上げで低賃金の改善をして下さい。
　皆様も御存知だと思いますが、今、中東のイラン攻撃で原油価格が高騰して、原油由来の素材をはじめとして、全般的な消費者物価の高騰を招いています。
　その中には、飲食料品で、５年連続一万品目の値上げが続き、今年はあくまでも予測ではありますが、値上げは二万品目に及ぶだろう、これは 2024 年がそういう状況だったのが、同じような状況になるのではないかということが言われています。
　労働者の生活について、毎日の買い物を食料品で言うと、「金額が多いので一品減らす」とか、昨年もあった「主食を米からパン・麺類に代えて、トータルの支出金額を増えないようにする」という意見が、どの労働者からも春闘のアンケートで出ていますし、今、物価の高騰は国民の中で大きな実感となっています。
　生活を切り詰める状況が続いている中で、実質賃金は 2025 年、前年比 0.5％減、４年連続マイナス、つまり物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。
　実は全労連は資料 19 ページにありますように、最低生計費試算調査を行っております。これは 29 都道府県ですが、その後３県ぐらい追加発表しています。マーケットバスケット方式によって、この調査をしており、古いデータになりますが、消費者物価指数で、今の状況に繰り直すことができるようになっております。
　ここで一つ大きなことは、まだ愛媛県のデータはないのですが、東京でも高知でも消費支出はあまり違いがないということです。この調査をした時に、アンケートを取って、このアンケートに答えた 20 代の方に、実際に持ち物調査をしたところ、その人達が７割以上持っているもので、例えば愛媛で持っている家電を家電量販店で買ったら、月々いくらになるのかといったことを含めて生計費調査をして、こういう形で出しております。
　その意味では、都市部も地方も生計費はほぼ同額で、この点で言うと、次にある全国

一律最低賃金制度のことにも関係してくると思います。しかも、金額はもう、1,500 円では間に合わなくて、私どもは 1,700 円と言っていますが、実際に必要な生計費は、1,900 円台に近付いてきている、それぐらい今の生計費は深刻な状況で、労働者の暮らしは厳しくなっていることをお示ししたいと考え、資料を提出しております。

愛媛の最低賃金 1,033 円では、月 150 時間働いて 15 万５千円で、年収 185 万円になります。ここから、税金と社会保険料を差し引けば、普通に暮らすことは非常に困難だと思っておりまして、人間らしく暮らし、労働者の生活の安定、労働力の質的向上ということを保障する生計費として、是非、1,700 円以上に引き上げを求めたいということが、まず１点です。

２つ目は、地域間格差の問題です。昨年、愛媛の最低賃金は 77 円・8.05％引き上げで過去最高の引き上げとなりました。しかし、愛媛と東京の最賃の格差は、192 円、月 150 時間働いて、月収 2.9 万円、年収 34.6 万円になります。６月 29 日付け愛媛新聞の報道によると、最低賃金の格差だけでなく、普通の労働者の賃金の格差においても、東京と愛媛では大きな格差があり、それが愛媛から東京への人口の流出、特に若者の流出の原因になっていると書かれております。

その結果、愛媛の高齢化と過疎化が進むということで、地域経済の疲弊と併せて愛媛における人手不足につながるということではないでしょうか。

そういう意味でも、最低賃金引き上げの答申にも書かれていますが、地域間格差の是正は、大事ですし、私は最終的には全国一律最低賃金制度を確立すべきだと思います。その意見を出していただきたいと思います。

３番目は中小企業の賃金引き上げについてです。

働けば誰もが人間らしく生活ができるということは国の責任で、最低賃金は全ての労働者の賃金規制ですから、当然国の施策もそれが大前提だと私は思っています。しかし、中小企業の支払能力が無いということで、なかなか最低賃金が上がらないということになっております。

今、日本の企業の 99.7％が中小企業で、労働者の７割が中小企業で働いている実態からみれば、最低賃金の引き上げとあわせて、中小企業支援の抜本的な改善は必要だと思っております。

私たち全労連は、今年の４月に「全国一律最低賃金制度で地域活性化～中小企業支援の提言～」を改定して発表しました。その中には「価格転嫁と公正取引」、「社会保険料の減免・助成金支給など直接支援」、「政策を実行できる行政体制の確立」などを提言しています。

ここで私が言いたいのは、賃上げを応援すれば、中小企業も非常に頑張っていることです。実際に松山市が、中小企業・自営業・NPO 法人・協同組合・一般社団法人などを対象に幅広く「賃上げ応援奨励金」の制度を、今年度で３年続けて実施しております。昨年度の実績を議会答弁などで聞きますと、松山に本社があり正規労働者 2.5％賃上げ、

非正規労働者７％以上の基本給の賃上げをした事業者に 10 人まで１人５万円支給という支援をしています。実際にその申請では、賃上げの賃金台帳を出すので、そこで賃上げの率が分かります。正規労働者で 6.4%、非正規労働者で 11.5%の賃上げをしているそうです。この賃上げ率は非常に高いのではないでしょうか。中小企業の方たちも、何とか賃上げをしたい、そのための応援があれば、努力されていて、実際に申請もされている、このことは、国の施策の中で是非考えて欲しいと思います。そういうことが大事なのではないでしょうか。これは松山市の実践がそれを示していると思っています。最賃申請の多い業種が医療・福祉です。診療・報酬・介護報酬という公定価格で、今の物価高で事業者の経営は非常に厳しい中でも努力されて一番申請が多いのです。その次が卸・小売業、建設業、製造業で、１事業者の労働者は４人から５人です。10 名以上だとか限定しているわけではありません。だから、本当に規模の小さいところが、申請して賃上げの努力をしている、このことに是非、国は視点を据えてもらいたいと思っています。

昨年は愛媛の最低賃金の発効は 12 月１日でした。「賃上げ応援奨励金」の締め切りが賃上げをした後のため、実際に申請が出せる 12 月末までに間に合わなくて、今年度も実施しているから、そこで応募が増えるのではないかと思いますが、これは松山市のことであって、松山市以外の愛媛県全体の中小企業の方の賃上げ、愛媛県だけの問題でなく国の施策として、地域限定ではなくやることが、中小企業に対する抜本的な支援だと思っています。

以上の３点について意見として陳述させていただきました。是非、この意見を参考にして、審議いただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇森本会長

ありがとうございました。続きまして、コープえひめ労働組合今井さん御意見を述べて下さい。

〇今井執行委員長

コープえひめ労働組合で執行委員長をしています今井と申します。

本日は、全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金 1,700 円への大幅引き上げを求める意見を述べさせていただきます。コープえひめ労働組合を代表して述べさせていただきますが、一部先ほどの意見と重なる部分がありますので、抜粋しながら述べさせていただけたらと思います。

私どもコープえひめでは、従業員の約６割にあたる約 1,100 人がパート・アルバイトとして働いております。店舗や配送、各事業所では、このパート・アルバイト労働者の皆さんが日々の事業を支えており、組合員の皆様へ商品やサービスを提供できているの

は、パート、アルバイトの皆さんの活躍があってこそだと思います。

ここ３年の経営側との春闘交渉では、合計 60 円のベースアップを実施しました。これは秋の最低賃金の答申にもしっかり対応していただいて、最低賃金に抵触した時間給労働者の方、例えば 30 円の差額がある場合であれば、全時間給労働者の時給を 30 円上げる形で、さらに春闘で 60 円のベースアップという形をしております。

ただ、そういうような形でも、物価上昇のスピードには追いついておらず、多くの職員から「生活が楽になったという実感はない」という声が寄せられています。

また、私たちの職場には、家計を支えるためにパート職員として働いておられる方が多数おられますが、その中には、今以上に働いて家計のためだけでなく、自分の老後のために社会保険を掛けたいと希望される方もおられます。一方で、そういう方の中には、御主人から扶養の範囲内で働くことを求められている方もおり、この状況は根強く残る家父長制度の弊害と考えております。

こちらとしては長い時間労働をしていただきたいという考えもあるのですが、やはり家庭の影響と言いますか、中々働けないという方もおられるということも実態となっております。

コープえひめでは 2022 年に正規職員を 65 歳まで、パート職員は 70 歳までそれぞれ定年延長しましたが、正規職員で定年を迎えたあと、引き続きパート職員で働く方が増えています。正規職員を 65 歳まで定年延長した際、たくさんの企業が 55 歳や 60 歳から少しずつ給与を下げている実態があるかと思いますが、コープえひめでは 65 歳まで給与は下がりません。そういう形で高齢者の方が活躍できる場を作ろうとする経営側の姿勢もあります。そのような中でも、やはり定年を迎えたあと、年金だけでは将来が不安、この物価高の状況では働き続けなければならないといった切実な声が聞かれ、人手不足も相まって、正規職員、パート職員ともに更なる定年延長が必要と考えております。

今後、少子高齢化がますます進み、高齢者が非正規雇用で働く機会はますます増えていきます。最低賃金の引き上げは、若年層だけでなく、高齢者の生活を支えるうえでも極めて重要です。

資料の 31 ページから、私どもの上部団体である全国生協労働組合連合会のパート部で、全国で働くパート労働者の「生の声」というものを取りまとめております。全国、北は北海道から南は沖縄まで、様々なところで生協が商品の配達・販売をしておりますが、そちらの方で働くパート労働者の「声」となっております。愛媛だけではありませんが、是非、これも参考に見ていただけたらと思います。

今後、都市部への人口流出などを考えますと、少しでも最低賃金を上げる、全国一律の最低賃金制度を実現すると、人口減少、人材流出の歯止めとなり、地域経済の活性化にもつながります。

働く人が将来に希望を持ち、安心して暮らせる愛媛を実現するために、愛媛県最低賃金の大幅な引き上げについて、前向きな御検討をお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○森本会長
ありがとうございました。ただ今の意見表明につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。

（発言なし）

○森本会長
ありがとうございました。それでは、陳述者の方は席にお戻り下さい。

（陳述席の陳述者を傍聴席に案内）

○森本会長
続いて、事務局より他の方の意見書について紹介をお願いいたします。

○賃金室長
事務局から意見陳述がなかったものについて、紹介いたします。
まず、資料 21 ページの愛媛地方労働組合連合会青年部より、「愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書」ということで、愛媛県最低賃金を決定するにあたり、物価高騰などに対して、すべての国民の生活改善を進めるために、最低賃金の引き上げと中小企業の支援を行い、つつましいながらも「健康」で「文化的な」生活を送るために、改めて支払い能力ではなく、「生活の質」や「人間として生きる水準」を最優先に考慮していただき、適正な金額及び発効日を決定していただくことを強く要望する意見が提出されました。
次に資料 25 ページの日本自治体労働組合総連合愛媛県本部より、「愛媛県最低賃金の 2026 年度改定についての意見」ということで、労働者の生活苦を解消するため、生計費にもとづき８時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、時間額 1,700 円、物価高騰を反映した生計費をもとにした 2,000 円に引き上げること。
最低賃金の発効日を法定発効とすること。
最低賃金の「全国一律制度」を要望すること。地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を審議会として意見すること等を求めるというものです。
次に資料 91 ページの愛媛県教職員組合より、「愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」ということで、愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額 1,700 円を要求するものです。
次に資料 93 ページの西条・周桑地域労働組合連絡協議会より、「意見書」ということ

で、愛媛県に住み、くらし、働く多くの人たちが将来にわたり住み続けられるよう、①最低賃金を1,700円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること、②最低賃金の引き上げを円滑に実施できるよう中小企業・小規模事業所に対する支援を行うことを求め、あわせて、法定発効を強く求めるというものです。

最後に資料95ページの新日本婦人の会愛媛県本部より、「最低賃金引き上げを求めます」ということで、「健康で文化的な生活が送ることができる」よう最低賃金の引き上げ幅を増すことが求められ、愛媛県内で生活しようと思えるよう地域間の格差をなくしていただきたいと強く要望するものです。

紹介は以上です。

○森本会長

ありがとうございました。愛媛県最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、ただ今の御意見も参考としてまいります。

○賃金室長

関連して、報告させていただきます。

資料 97 ページに資料№.５として様式だけ付けておりますが、愛媛地方労働組合連合会から、７月 23 日に提出されました「愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,700 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請署名」と題する973筆の個人署名が提出されました。

愛媛の最低賃金を1,700円以上に引き上げることや、愛媛県最賃の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うことが請願項目とされております。

御報告するとともに審議会にお渡しします。

（事務局から会長へ要請署名を手交）

○森本会長

ただ今受け取りました要請の内容にも配意しながら、審議を進めてまいります。

議事項番５「その他」に入ります。

事務局から、愛媛県最低賃金の今後の審議スケジュールの説明がありますので、お願いします。

○賃金室長

今後の審議スケジュールについて、説明させていただきます。現在、中央最低賃金審議から目安が出ていないので、まだ予定という形になりますが、最短で７月 31 日に次回本審が予定されています。

本来であれば、第２回本審のこの場で目安の伝達を行った上で、専門部会で審議する形になりますが、目安伝達が行われていませんので、

７月 31 日（金）13 時 30 分から、本審を開催し、目安伝達をさせていただこうと思います。その後、

第１回専門部会は、７月 31 日（金）14 時 30 分から、

第２回専門部会は、８月５日（水）13 時 30 分から、

それぞれ開催を予定しております。第３回専門部会の開催日時は調整中です。

昨年のように目安が８月にずれ込む状況も考えられるところです。そうなりましたら、７月 31 日に予定しているものが、中止となりまして、８月５日の 13 時 30 分から本審を開催して目安伝達を行った上で、第１回専門部会を開催する予定としております。

事務局からは以上です。

〇森本会長

あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものもありますので、事務局より説明願います。

〇賃金室長

資料１ページの資料№.１を御覧下さい。

中央最低賃金審議会第４回目安に関する小委員会の資料です。

令和８年７月 21 日、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。

９ページ及び 12 ページに最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成するとされております。

その他の経済関係資料について紹介させていただきます。

資料 99 ページの資料№.６を御覧下さい。

７月 22 日に発表されました愛媛県金融経済概況です。

１の概観では「愛媛県の景気は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」として、５行目前半で「こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。」とされております。

産業別の動向を、愛媛の特定最賃５業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「持ち直している」とされております。

次の 100 ページには業種別の生産動向があり、「紙、パルプ」では、「横ばい圏内で推移している。」とされ、「はん用・生産用機械」では、「横ばい圏内で推移している。」とされ、「電気機械」では、「低調に推移している」とされ、「造船」では「高操業となって

いる。」とされています。雇用・所得面環境は、「緩やかに持ち直している。」とされております。
　説明は以上です。

○森本会長
　ただ今の事務局からの資料説明について、御質問等はございませんか。

　（発言なし）

○森本会長
　予定された議事としては以上ですが、委員の皆様何かございましたら御発言願います。

○村上委員
　これは事務局の方にお願いなのですけれども、今日、公示をされる、特定最低賃金専門部会の委員の候補者推薦は、使用者側については、私の方から色々な団体の方の推薦をお願いしないといけないのですが、公示期間がお盆の時期をまたいでいます。昨年は８月１日公示で、３週間後でしたので、推薦をもらった後にチェックして局へ提出する時間があったのですが、今回、お盆が８月 13 日から 16 日で、それより前に推薦先に書類の提出を求めないと、こちらがチェックする時間がありません。提出までの余裕が２日しかないのです。
　昨年ですと８月１日公示でしたので、結構後ろに余裕があったので、お願いするタイミングにも無理がありませんでしたし、こちらもチェックする時間がありました。３週間というものが基本的な公示の期間であることも理解しているつもりですが、それをするのであれば、社会の行事にも上手に合わせた設定をしていただけないかと思います。
　今年は既に決まっていますので構いませんが、以降のスケジュール調整の際には、少し考えていただきたいと思います。

○賃金室長
　わかりました。

○森本会長
　他に何かございませんか。

　（発言なし）

○森本会長

以上をもちまして、第２回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、愛媛地方最低賃金審議会第１回愛媛県最低賃金専門部会は、7 月 31 日（金）若草合同庁舎７階共用大会議室で開催いたしますので、専門部会委員に任命された委員の方は、よろしくお願いいたします。

〇賃金室長

愛媛県第１回専門部会の前に、第３回本審がありますので、そちらもよろしくお願いします。